

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料
第160号議案

別冊資料

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

目 次

ページ

【参考 4】 条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・・・	2 ～ 20
--------------------------------	--------

土 木 部
令和 7 年 9 月

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

1 附属設備使用料

(1) 稲佐山公園野外ステージ

(単位：円)

付属設備			単位	現行	改正案
照明器具	アップーホリゾントライト		一式	1,613	1,610
	スポットライト	1キロワット	1台	429	420
		0.5キロワット	1台	314	320
スタンド			1本	104	100
調光操作装置			一式	6,474	4,310
コンセント			1口	209	廃止
音響器具	アンプ		一式	3,876	3,870
	テープレコーダー		1台	1,288	1,280
	プレーヤー		一式	1,529	1,520
	はねかえりスピーカー		一式	1,498	1,490
	ワイヤレスチューナー（マイクを含む。）		一式	2,587	2,580
マイク			1本	387	490
マイクスタンド			1本	104	100
舞台器具	平台		1枚	314	310
	演壇		1台	314	750
	箱馬		1個	31	40
	指揮者台（譜面台を含む。）		1組	356	440
椅子			1脚	31	廃止
長机			1脚	125	廃止
テント			1張	314	60
毛せん			1枚	146	200
浴場			1槽	1,079	1,070
冷暖房設備	楽屋		1時間	314	廃止
	リハーサル室		1時間	314	廃止

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(2) 長崎東公園コミュニティ体育館

(単位：円)

附属設備		単位	現行	改正案
照明器具	ボーダーライト	1列	639	860
	アッパーホリゾントライト	一式	796	1,610
	スポットライト	1キロワット	429	420
		0.5キロワット	314	320
	ロアーホリゾントライト	1台	639	800
	調光操作装置	一式	2,158	4,310
コンセント		1口	209	廃止
音響器具	アンプ（舞台用）	一式	1,613	3,870
	アンプ（競技場用）	一式	1,079	3,870
	プレーヤー	一式	754	1,520
	テープレコーダー	1台	639	1,280
	ステージスピーカー	一式	639	1,640
	はねかえりスピーカー	一式	639	1,490
	ワイヤレスチューナー（マイクを含む。）	一式	963	2,580
	マイク（マイクスタンドを含む。）	1本	314	490
舞台器具	平台	1枚	314	310
	演壇	1台	628	750
	箱馬	1個	31	40
椅子		1脚	31	廃止
長机		1脚	125	廃止
コインロッカー		1個	10	10

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(3) 長崎東公園コミュニティプール

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
コインロッカー	1個	10	10

(4) 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
放送器具	一式	3,666	510
椅子	1脚	52	廃止
長机	1脚	209	廃止
テント	1張	523	60
コンセント	1口	209	廃止
会議室	1時間（冷暖房含む）	523	660
冷暖房設備	1時間	104	廃止
シャワー	1回	100	100
コインロッカー	1回	100	100

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(5) 長崎市総合運動公園かきどまり野球場

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
放送器具	一式	3,666	510
スコアボード	1時間	419	530
椅子	1脚	52	廃止
長机	1脚	209	廃止
テント	1張	523	60
コンセント	1口	209	廃止
会議室	1時間（冷暖房含む）	523	660
冷暖房設備	1室1時間	104	廃止
シャワー	1回	100	100
コインロッカー	1回	200	200

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(6) 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
放送器具	一式	3,666	510
電光掲示板	1時間	5,342	7,840
椅子	1脚	52	廃止
長机	1脚	209	廃止
テント	1張	523	60
コンセント	1口	209	廃止
会議室	1時間（冷暖房含む）	523	660
冷暖房設備	1室1時間	104	廃止
シャワー	1回	100	100
コインロッカー	1回	100	100

(7) 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
放送器具	一式	3,666	510
椅子	1脚	52	廃止
長机	1脚	209	廃止
テント	1張	523	60

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(8) 長崎市営ラグビー・サッカー場

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
放送器具	一式	3,666	510
スコアボード	一式	3,142	廃止 (1時間単位で規定)
スコアボード	1時間	-	530
椅子	1脚	52	廃止
長机	1脚	209	廃止
テント	1張	523	60
コンセント	1口	209	廃止
会議室	1時間 (冷暖房含む)	523	660
冷暖房設備	1室1時間	104	廃止
シャワー	1回	100	100
コインロッカー	1回	100	100

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(9) 長崎市宮庭球場

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
クラブハウス	1時間	523	520
シャワー	1回	100	100
コインロッカー	1回	10	10

(10) 長崎市宮陸上競技場

(単位：円)

附属設備	単位	現行	改正案
シャワー	1回	100	100
コインロッカー	1回	10	10

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(11) 三和少年交流センター

(単位：円)

附属設備		単位	現行	改正案
冷暖房設備	大研修室	1時間	440	廃止
	小研修室	1時間	220	廃止
	和室	1時間	104	廃止
寝具		一式1回	544	540

(12) 長崎市平和会館

(単位：円)

附属設備		単位	現行	改正案
照明器具	ボーダーライト	1列	859	860
	アッパーホリゾントライト	一式	1,613	1,610
	フットライト	一式	513	510
	ロアーホリゾントライト	一式	429	800
	エリスポットライト	1台	639	630
	パーライト	1台	481	480
	スポットライト	1キロワット	429	420
		0.5キロワット	314	320

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(12) 長崎市平和会館

(単位：円)

附属設備		単位	現行	改正案
照明器具	クセノンピンスポットライト	1台	2,158	2,150
	ミラーボール	1台	639	廃止
	ビーマックス	1台	314	廃止
	エフェクトマシン（デスクを含む。）	1台	1,079	1,070
	波マシン	1台	1,079	1,070
	ストロボ	1台	1,079	1,070
	星球	一式	1,613	1,610
	ハイスタンド	1本	209	210
	スタンド	1本	104	100
	ベース	1個	52	110
	バンドア	1台	104	100
	先球各種	1個	209	210
	タネイタ	1枚	209	200
	調光操作装置	一式	4,316	4,310
コンセント（持込舞台用電気器具）		1口	314	廃止
コンセント（その他）		1口	209	廃止
音響器具	音響拡声装置（アンプ）	一式	3,876	3,870
	ワイヤレスアンプ（マイクを含む。）	1チャンネル	2,587	2,580
	テープレコーダー	1台	1,288	1,280
	プレーヤー（CDプレーヤーを含む。）	1台	1,529	1,520

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(12) 長崎市平和会館

(単位：円)

附属設備		単位	現行	改正案
音響器具	マイク	1本	387	490
	コンデンサーマイク	1本	963	960
	ステージスピーカー	一式	1,644	1,640
	ハネカエリスピーカー	1セット	1,498	1,490
	モニタースピーカー	1個	806	800
	マイクスタンド	1本	104	100
	効果用マシン	1台	1,079	1,070
	移動用補助ミキサー卓	1台	1,613	1,610
グランドピアノ		1台（調律料を除く。）	5,395	5,390
舞台器具	音響板	一式	6,474	6,470
	所作台	一式	6,474	6,470
	松羽目	一式	1,718	1,710
	大黒幕	一式	1,079	1,070
	地がすり	1枚	1,613	1,610
	映写幕	1枚	1,288	1,210
	金屏風	1双	2,587	2,580
	演壇	一式	754	750
	指揮者台（譜面台を含む。）	1組	429	440
	吊り物バトン	1本	314	310
	平台	1枚	314	310

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

(12) 長崎市平和会館

(単位：円)

附属設備		単位	現行	改正案
舞台器具	箱馬	1個	31	40
	毛せん	1枚	146	200
	上敷	1枚	157	150
	長座布団	1枚	157	150
	めくり台	1本	104	100
座布団		1枚	73	130
映写機		1台	2,692	3,090
スライドプロジェクター		1台	1,079	1,440
椅子		1脚	31	30
長机		1脚	125	100
冷暖房設備	暖房	1時間	3,121	廃止
	冷房	1時間	3,121	廃止

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

(1) 長崎稲佐山スロープカー

ア 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	減免率100%	減免率100%
市外に在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	減免率50%	減免率50%
本市に所在する児童福祉法第７条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第１条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	-	減免率100%
本市が設置する児童福祉施設又は学校の児童又は生徒及びその引率者で、学習の目的をもって観覧するとき	減免率100%	廃止
本市に所在する児童福祉施設又は学校の児童又は生徒及びその引率者で、学習の目的をもって観覧するとき	減免率70%	廃止
本市に住所を有する者であって、福祉事務所が発行した長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証を所持する者	減免率100%	廃止
本市に住所を有する幼児が、土曜日に利用するとき	減免率50%	廃止
本市に所在する児童福祉施設又は学校（高等学校、大学及び高等専門学校を除く。）の児童又は生徒が土曜日に利用するとき	減免率50%	廃止
老人福祉カードを所持する者	減免率50%	廃止
健康手帳を所持する60歳以上の者	減免率50%	廃止

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

(1) 長崎稲佐山スロープカー

イ 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		
対象	減免率	対象	減免率	考え方
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により県内の市又は町の住民基本台帳に登録されている者であって、出入国及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者	減免率 100%	次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（在留資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	減免率 100%	留学生に長崎の歴史や文化について学ぶ機会や長崎市の多様な魅力に触れる機会を提供することで、在学中、家族等の来崎や、留学生が留学期間終了後も関係人口として、長崎の魅力を広く国内外へ発信することを通じ、本市の国際化の推進やインバウンドなどへの波及効果も期待されるため

ウ その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	減免率100%又は50%
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	市長が別に定める額	減免率100%又は50%

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

- (2) 入館施設（稲佐山公園展望台駐車場、かきどまり陸上競技場、かきどまり補助競技場、かきどまり投てき練習場）

ア 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	-	減免率100%
市外に在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	-	減免率50%

イ その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	減免率100%又は50%

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

(3) 入館施設（長崎東公園コミュニティ体育館、長崎東公園コミュニティプール）

ア 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	減免率100%	減免率100%
市外に在住の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	-	減免率50%
本市に住所を有する者（65歳以上の者に限る。）がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき	減免率50%	廃止

イ 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
地域の住民（60歳以上の者に限る。）がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき	減免率100%	減免率100%	市の施策による減免
地域の住民（小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒を除く。）がコミュニティ体育館のトレーニング室を利用するとき	減免率50%	減免率50%	
地域の住民（12歳以上（小学校の児童を除く。）60歳未満の者に限る。）がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき	減免率50%	減免率50%	

ウ その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	減免率100%又は50%

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

(4) 貸館施設

ア 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率50%	減免率50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率50%	減免率50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%又は70%	減免率100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率70%又は50%	減免率50%
本市に所在する文化、スポーツ振興団体が、文化、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	-	減免率50%
国若しくは県又は公益財団法人長崎市スポーツ協会（当該協会に加盟する団体を含む。）その他スポーツ団体が主催するスポーツ大会、競技会その他の行事（入場料等を徴収する行事を除く。）で市長が別に定めるものに利用するとき。	減免率100%又は50%	廃止
本市又は本市の機関が後援する行事に利用する場合又は市長が認めるスポーツ団体が主催し、経費の一部を負担し、若しくは後援するスポーツ大会、競技会その他の行事に利用する場合（第2号に該当する場合を除く。）で、市長が別に定めるものに該当するとき	減免率20%	廃止

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

(4) 貸館施設

イ 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
地域の住民が長崎東公園運動場を利用するとき	減免率100%	減免率100%	市の施策による減免
地域の住民が当該地域の交流を図るための行事にコミュニティ体育館の競技場を利用するとき	減免率100%	減免率100%	
地域の住民がコミュニティ体育館の競技場を利用するとき (地域の交流を図るための行事に利用するときを除く)	減免率50%	減免率50%	
地域の住民（小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒を除く。）が長崎東公園庭球場を利用するとき	減免率50%	減免率50%	

ウ その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	減免率100%又は50%

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

(5) 貸館施設（長崎市平和会館）

長崎市平和会館の利用料金の減免の承認の基準は、長崎原爆資料館条例施行規則第19条の規定の例による。

ア 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する平和事業又は被爆者援護事業に利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき	減免率80%	減免率50%
本市に所在する学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が主催する行事に利用するとき(第2号に該当するときを除く。)	減免率70%	減免率50%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のために行う行事に利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	-	減免率50%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率40%	減免率50%
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としないで行う催し物に利用するとき	減免率40%	減免率50%

【参考４】 条例施行規則で制定するもの

２ 減免

(5) 貸館施設（長崎市平和会館）

イ 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が行う被爆体験講話聴講会に利用するとき	減免率100%	減免率100%	平和発信及び被爆継承に寄与するため。
(公財) 長崎平和推進協会が主催する平和事業	減免率100%	減免率100%	市と両輪となって平和事業を実施する団体であり、平和発信及び被爆継承に寄与するため。
(公財) 長崎平和推進協会が共催する平和事業	減免率40%	減免率50%	市と両輪となって平和事業を実施する団体であり、平和発信及び被爆継承に寄与するため。

ウ その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	市長が定める額